

共済預金の預入限度額の引き下げについて

共済預金については、令和3年4月1日より預入限度額を、組合員1人の全員口座と自由口座を合わせて3,000万円から2,500万円に引き下げさせていただいております。預入限度額を超える場合は、預金の払い戻しをお願いいたします。

また、共済預金の令和2年度分の利息が、令和3年4月1日付けで元金に繰り入れとなっておりますので、残高の確認をお願いいたします。

なお、共済預金の払い戻しにつきまして、埼玉りそな銀行よりお知らせがありますので、22・23ページをご確認ください。



預入限度額

令和3年3月31日まで

3,000万円

令和3年4月1日から

2,500万円

※預入限度額は組合員一人の全員口座と自由口座の合算額です。

※令和3年度の支払利率は令和2年度に引き続き年利1.6%です。